

福島市学習センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市学習センター条例（「以下「条例」という。」）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(学習相談)

第2条 条例第4条第1項第4号に規定する学習相談は、原則として生涯学習指導員が行うものとし、相談時間は、午前9時から午後5時45分までとする。

(開放事業)

第3条 規則第4条に規定する休館日における開放事業は、次により行うこととする。

- (1) 休館日の開放は、休館日のうち12月29日から翌年の1月3日までを除き行うものとする。
- (2) 開放時間は、午前9時から午後9時までとする。
- (3) 開放施設は、図書室を除く全施設とする。
- (4) 開放対象は、団体とし専用使用に限る。

(個人学習)

第4条 学習センターを利用して個人で学習しようとする者の施設使用は、次により行うこととする。

- (1) 使用時間は、開館日の午前9時から午後5時45分までとする。
- (2) 使用する施設は、ホール、視聴覚室、研修室、和室、会議室、講義室、実習室、工芸室とし、主催事業及び専用使用がない場合に限り、個人学習に供することができるものとする。
- (3) 使用に際し、利用者は学習センター個人学習利用票（様式第1号）に住所、氏名、連絡先及び利用開始時間を記載し、使用終了後に終了時間を記載するものとする。
- (4) 当日の会場の有無及び会場については、行事予定表に掲示するとともに電話での照会に応じることとする。

(個人使用)

第5条 多目的ホール及び清水学習センターの軽運動室の個人使用日（専用使用できない日）は、休館日及び公的な行事の開催日等を除く毎週金・土曜日とし、その利用は次により行うこととする。

- (1) 個人使用の時間は、午前9時から午後6時までとする。
- (2) 個人使用者は、個人使用受付票（様式第3号）に住所、氏名、年齢及び電話番号を記載するものとする。
- (3) 個人使用日以外で専用使用のない場合は、個人使用日に準じ個人使用できるものとする。

(専用使用)

第6条 規則第6条に規定する申請は、次により行うこととする。

- (1) 使用の受付は、原則として使用日の前月10日からとする。ただし、前月10日が休館日の場合はその翌日、休館日が続く場合は休館日後の最も早い開館日とする。
- (2) 受付方法は、来館による申請とし、使用の承認は原則として先着順とする。ただし、申込の状況により貸し出し施設の一部または全部を抽選、その他にすることができる。
- (3) 専用使用は、5人以上の使用とする。
- (4) 同一団体の専用使用は、週1回を限度とする。ただし、受付開始日の3日目以降で他に使用者がいない日時については、この限りでない。

(使用団体の登録条件)

第7条 規則第8条の2に規定する使用団体の登録条件は、次のとおりとする。

- (1) 職員の勤務時間外に巡回管理人对応施設の使用を希望する団体
 - (2) 使用料の減免を希望する次の団体
 - ①会費によって団体の運営がなされている、営利を目的としない社会教育関係団体
 - ②公共及び地域の福祉や地域づくりを目的として運営がなされている地域団体
- 2 使用団体の承認は、認定基準(別表第1)により行うものとする。
- 3 登録の認定は、教育委員会が行い「福島市学習センター使用団体登録認定書」(様式第2号)をもって認定を行う。
- (1) 認定書の登録認定期間は、2年以内とする。
 - (2) 登録団体が、学習センターの使用申請を行う場合、係員の求めに応じ、登録認定書を提示しなければならない。

(使用団体の登録免除)

第8条 学習センター館長は、前条第1項に該当する場合でも、次の(1)から(4)の全ての要件を満たすと判断した場合及び(5)は、登録を免除することができる。

- (1) 団体の利用が定期的や頻繁な利用でないこと。
- (2) 団体の目的及び使用内容が明確であること。
- (3) 団体の責任者及び使用責任者が明確であること。
- (4) 団体の存在と活動が市民や地域住民から認知されているか、理解を得ることができること。
- (5) その他学習センター館長が特に必要と個別に判断した場合。

2 使用団体登録免除の判断は使用申請受付毎に行い、承認は当該学習センターの使用許可をもってあてる。

学習センター館長は、前項の判断にあたって、必要書類の提出を求めることができる。

3 登録免除を受けた団体は、当該学習センターに限り使用することができる。

(図書室の利用)

第9条 図書室の利用は、別表第2により行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

ただし、第6条(1)、(2)の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別表第1)

使用団体の登録認定基準

使用団体の登録認定基準は、次のとおりとする。

- 1 学習センター施設及び敷地内において、営利及び宗教と政治の活動や事業を行わないこと。
- 2 団体の目的と具体的活動内容を明記した規約を有すること。
- 3 団体の意思を表明する代表者・団体の意思を形成し、執行する機構（総会、役員会等）が確立していること。
- 4 団体独自の経理を有すること。
- 5 団体活動の本拠としての事務所を福島市内に有すること。
- 6 団体構成人員は10人以上であり、かつ、半数以上が福島市内に住所があるか勤務しており、性格上会員の加入・脱会が自由に認められる団体であること。

(別表第2)

施設	利用時間等
大型図書室を有する学習センター (大型図書室：蔵書 20,000冊以上を有する図書室)	1 日曜日 午前9時から午後5時まで 2 日曜日以外 午前9時から午後6時まで ※ 図書の整理日及び特別整理期間中は、図書室を利用できないものとする。
上記以外の学習センター	午前9時から午後5時45分まで

(様式第1号)

学習センター個人学習利用票

※ この受付票は、事故があった場合に備えるものです。

No. _____

利用月日	月 日	開始時間	時 分～
		終了時間	時 分
氏名		利用部屋名	
住所	福島市		
電話番号			

(様式第2号)

福島市 学習センター使用団体登録認定書

No. _____

平成 年 月 日

団体名 _____ (減免 可 否)

上記の団体を、福島市学習センター使用登録団体として認定します。

ただし、認定期間は、平成 年 月 日から

平成 年 月 日までとします。

登録内容に変更があった場合は、すみやかに登録学習センターに申し出てください。

福島市教育委員会

(様式第3号)

個人使用受付票

※ この受付票は、事故があった場合に備えるものです。

No. _____

使用月日	月 日	開始時間	時 分～
		終了時間	時 分
氏 名		使用部屋名 (○を付けてください)	・ 多目的ホール
			・ 軽運動室
住 所	福島市		
電話番号		年 齢	

※ この様式以下は、参考様式です

団体（クラブ）会則・規約

名 称	
所 在	
目 的	
事 業	
組 織	
役 員	
経 費	
会 費	
附 則	

団体（クラブ）会員名簿

No	氏 名	住 所	電 話
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
15			
20			

